

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 東京都墨田区緑一丁目4番19号
氏名 リバー株式会社
代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年12月27日

許可の有効年月日 令和10年 9月15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)、鋳さい、がれき類(*)、ばいじん 以上16種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

【事業場①】

廃プラスチック類（廃バッテリーに限る。）、金属くず（廃バッテリーに限る。）
以上2種類

【事業場②】

汚泥(#1)（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類(#1)（廃乾電池及び廃蛍光管に限る。）、
金属くず(#1)（廃乾電池及び廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類
を除く。）及び陶磁器くず(#1)（廃蛍光管に限る。） 以上4種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

【事業場①】埼玉県比企郡川島町大字戸守字仙元前436番1、436番3、437番、437番2、
442番2、442番4、472番4、大字長楽字関下628番、630番2、631番1
以上10筆（面積18,940.06m²）

【事業場②】埼玉県比企郡滑川町大字都25番21、69番1 以上2筆（面積2,877.01m²）

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 9年 9月16日	指令北環第2-88号	新規許可
令和 3年 7月 1日	指令産廃第326-1号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更）
令和 3年12月27日	指令松環第481号	更新許可（優良認定）
令和 6年 7月10日	—	休止届（事業①のレイアウト変更によるもの）
令和 8年 3月 4日	—	変更届（積替え保管の再開）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類（廃バッテリーに限る。）、 金属くず（廃バッテリーに限る。） 以上2種類	40.0㎡	1.7m (屋内)	10.6m ³ (0.53m ³ メッシュボックス ×20個)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類（いずれも廃乾電池に限る。） （水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	0.9㎡	0.4m (屋内)	0.02m ³ (20Lペール缶×1個)
汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類（いずれも廃乾電池に限る。） （水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	0.9㎡	0.4m (屋内)	0.02m ³ (20Lペール缶×1個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁 器くず 以上3種類（いずれも廃蛍光管に限る。） （水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	1.7㎡	0.9m (屋内)	0.2m ³ (200L鉄製ドラム缶×1個)

(以下余白)